

# 第 2 期ニホンザル保護管理計画

## 平成 24 年度事業実施計画

平成 24 年 3 月

兵庫県

## 目 次

1	はじめに	1
2	現状	1
	(1) 生息状況	1
	(2) 被害状況	1
3	個体数管理の方針	2
4	目標達成のための具体的な方策	3
	(1) 個体数管理	3
	(2) 被害防除	3
	(3) 住民への普及	4
	(4) 生息地管理	4
	(5) 隣接府県間の情報共有化による地域個体群管理	4
	(6) その他保護管理を推進するために必要な事項	4
	(7) 餌付け地域個体群への対応	4

## 1 はじめに

本計画は最新の調査結果等に基づき、平成 24 年度の兵庫県におけるニホンザル保護管理のための方策について定めるものである。

## 2 現 状

### (1) 生息状況

サルの地域個体群が分布する地域は、餌付け群を含めて 6 地域、8 市町（神河町、佐用町、豊岡市、香美町、朝来市、篠山市、洲本市、南あわじ市）で、各地域個体群には 1 ～ 4 群が存在する。

群れの数は 12 ～ 13 群が確認されており、生息頭数は全体で約 840 頭と推測される。

ハナレザルは県内全域で散発的に目撃され、一部に農業被害や生活環境被害を起こす個体も存在する。

兵庫県下のニホンザル地域個体群と群れの状況及び推定生息数（単位：頭）

地域個体群	群れ	オトナ			ワカモノ			コドモ	0 歳	不明	推定生息数	調査年度	
		メス	オス	不明	メス	オス	不明						
野 生	大河内・生野	大河内 A	17	5	0	1	1	5	12	2	0	43	H23
		大河内 B	21	3	0	6	2	1	21	2	0	56	H23
		大河内 C	47	9	2	6	7	6	30	17	2	126	H22
	豊岡	城崎 A	11	5	0	0	1	1	8	5	0	31	H23
	美方	美方 A	11	5	0	3	2	1	12	1	0	35	H23
	篠山	篠山 A	20	6	0	1	2	4	22	11	0	66	H23
		篠山 B	11	3	0	0	0	1	9	8	0	32	H23
		篠山 C	8	6	0	2	1	1	12	3	0	33	H23
		篠山 D	9	4	0	0	0	3	13	6	0	35	H23
	小計											457	
餌 付 け	佐用	佐用餌場群	20	5	0	7	3	0	36	5	0	76	H23
	淡路	淡路餌場群	106	14	0	13	3	13	115	46	0	310	H23
	小計											386	
合計											843		

森林動物研究センター（淡路餌場群は大阪大学）の調査による 平成 24 年 2 月末現在

\* 大河内 C 群は山中に留まることが多く、H23 年は個体数のカウントが出来ていない。

\* 淡路餌場群は、他に 2 群が確認されていたが群れの規模が小さく現在は詳細が不明。

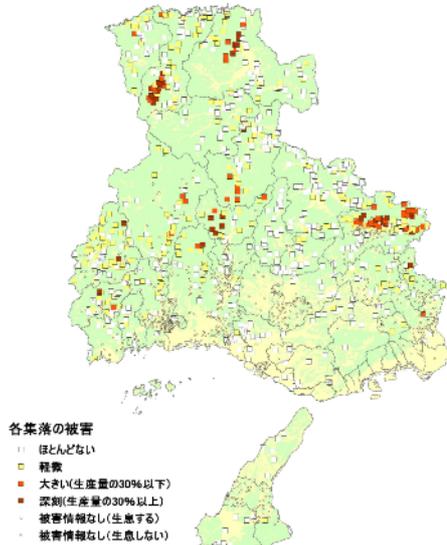
### (2) 被害状況

平成 22 年度の農業被害金額は、19,615 千円でほぼ前年並みである。また、農会アンケート調査の結果では、生息地付近では深刻な被害（生産量の 30% 以上）と報告された集落が多くあり、局地的ではあるが被害が大きい。生息地か

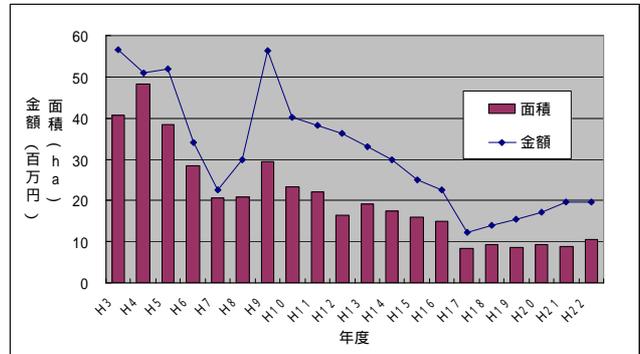
ら離れた地域での被害は、ハナレザルによる被害が中心と考えられる。

また、農業被害金額には反映されないが、過疎化や高齢化が進んでいる地域では家庭菜園を中心とした被害が継続している。

農業被害以外では、住居への侵入や屋根瓦の破損等の生活環境被害、人を威嚇するなどの精神被害も一部地域で報告されている。



ニホンザルによる集落の被害状況（H22年度）  
（森林動物研究センター調査）



ニホンザルによる農業被害の推移  
（県資料）

### 3 個体数管理の方法

兵庫県下の地域個体群は地理的に離れて生息し、群れの数や個体数も少ないため、地域個体群の保存を目的として、群れごとにオトナメスの規模に合わせた個体数管理を行う。

また、群れの行動を把握するために1群につき2頭以上のオトナメスに発信器を装着する必要がある、そのための捕獲、放獣を行う。

群れの規模ごとの個体数管理の方法

群れの規模	個体数管理の方法
オトナメス 10 頭以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則としてメスの捕獲は行わない。</li> <li>・ただし、被害防止のため、やむを得ない場合は問題のある個体<sup>*1</sup>を識別して捕獲する。</li> </ul>
オトナメス 11～15 頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則としてオトナメスの捕獲は行わない。</li> <li>・ただし、被害防止のため、やむを得ない場合は問題のある個体を識別して捕獲する。</li> </ul>
オトナメス 16～20 頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害対策のため、必要に応じて有害捕獲を行う。</li> </ul>
オトナメス 21 頭以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害対策のため、必要に応じて有害捕獲を行う。</li> <li>・群れの分裂や出没地域の拡大に注意を払う。</li> </ul>

<sup>\*1</sup> 問題のある個体:過度に人を威嚇したり、人家へ侵入するなど、人身被害を発生させる危険性の高い個体を指す。

#### 4 目標達成のための具体的な方策

##### (1) 個体数管理

地域個体群ごとの管理の方法は以下の表により行う。

地域個体群ごとの個体数管理の方法

地域 個体群	群れ名	オトナメ スの数	個体数管理の方法
大河内 ・生野	大河内A群	17頭	・被害対策のため、必要に応じて有害捕獲を行う。
	大河内B群	21頭	・被害対策のため、必要に応じて有害捕獲を行う。 ・群れの分裂や出没地域の拡大に注意を払う。
	大河内C群	47頭	・被害対策のため、必要に応じて有害捕獲を行う。 ・群れの分裂や出没地域の拡大に注意を払う。
豊岡	城崎A群	11頭	・原則としてオトナメスの捕獲は行わない。 ・ただし、被害防止のため、やむを得ない場合は問題のある個体を識別して捕獲する。
美方	美方A群	11頭	・原則としてオトナメスの捕獲は行わない。 ・ただし、被害防止のため、やむを得ない場合は問題のある個体を識別して捕獲する。
篠山	篠山A群	20頭	・被害対策のため、必要に応じて有害捕獲を行う。
	篠山B群	11頭	・原則としてオトナメスの捕獲は行わない。 ・ただし、被害防止のため、やむを得ない場合は問題のある個体を識別して捕獲する。
	篠山C群	8頭	・原則としてメスの捕獲は行わない。 ・ただし、被害防止のため、やむを得ない場合は問題のある個体を識別して捕獲する。
	篠山D群	9頭	・原則としてメスの捕獲は行わない。 ・ただし、被害防止のため、やむを得ない場合は問題のある個体を識別して捕獲する。

\*6 問題のある個体：過度に人を威嚇したり、人家へ侵入するなど、人身被害を発生させる危険性の高い個体を指す。

有害捕獲および群れの分裂や出没地域拡大を抑制するための捕獲を支援する。

##### (2) 被害防除

###### サル監視員の設置

サル群れの位置情報発信、追い払い活動の実施、被害対策の指導を進めるためサル監視員を設置する。

###### 防護柵の設置・改善

サルに効果のある電気柵の設置を推進すると共に、その効果の持続を目指し、地域住民に対して必要な情報提供・支援を行う。

### 追い払い支援

集落内に出没するサルに対して、住民が主体となった追い払い活動を支援すると共に、地域での追い払い犬の育成を支援する。

### 問題のある個体の識別捕獲

人身被害を発生させる危険性の高い個体の存在が確認された場合は、住民に対して十分な注意喚起を行い、対象個体の識別を行ったうえで適切な捕獲を進める。

### (3) 住民への普及

住民主体の対策を推進するために、集落代表者等を対象とした研修会を計画的に開催する。また、希望集落に対して、集落点検や学習会を実施し、集落が主体となった総合的対策の支援とモデルづくりを行う。

### (4) 生息地管理

#### 県民緑税を活用した森林整備

平成 24 年度 「災害に強い森づくり」実施計画量(平成 24 年度新規着手分)

	野生動物育成林整備		針葉樹林と広葉樹林 の混交林整備	住民参画型 森林整備
	ハツァーゾーン整備	広葉樹林整備		
箇所数	14	9	10	11
面積(ha)	280	90	200	22

面積は 1 箇所あたりの標準面積に計画箇所数を乗じて算出。

### (5) 隣接府県間の情報共有化による地域個体群管理

出没情報、捕獲情報について、京都府と定期的な情報交換を実施する。

### (6) その他保護管理を推進するために必要な事項

県・市町職員等を対象としたサル対策研修の実施

森林動物研究センターのデータベースシステムを活用した位置情報提供システムの整備

サル出没状況と被害対策に関する定期的な情報交換の実施

### (7) 餌付け地域個体群への対応

餌場に出没する群の個体数について、関係者への聞き取りまたは直接観察によりモニタリングを実施する。